

物品の購入等競争入札参加者の資格及びその審査申請の手続について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、八戸市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続について、次のとおり公示する。

平成 23 年 9 月 30 日

八戸市長 小 林 眞

1 申請できる契約の種類

物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託(測量・建設コンサルタント等業務以外の委託をいう。)、不用品の売払い等

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び八戸市財務規則(昭和 54 年八戸市規則第 1 号)第 114 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 資格審査の申請日において 1 年以上当該営業を営んでいる者であること。
- (3) 資格審査の申請日において八戸市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 登録を希望する種目(別表第 1 営業種目分類表の営業種目欄に掲げるものをいう。以下同じ。)に対応する業種において、営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。
- (5) 本告示に基づく申請(変更に関する届出を含む。)において提出書類(添付書類を含む。)に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」という。)にあっては、登録を希望する種目に対応する業種について、組合の定款等に共同受注についての定めがあること。

3 入札参加資格審査申請の手続

(1) 申請期間

平成 23 年 10 月 31 日から平成 23 年 12 月 2 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 申請時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 申請書の入手方法

当市所定の競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び平成 23 年度競争入札参加資格審査申請書の提出要領（以下「提出要領」という。）は、インターネットを利用して八戸市ホームページからダウンロードすることにより入手できる。

該当する八戸市ホームページアドレス

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

また、3の(6)に掲げる場所においても配布する。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

	書類の種類	提出が必要な場合	備考
ア	申請書	すべての場合	提出要領に規定された書類
イ	営業経歴書	すべての場合	提出要領に規定された書類
ウ	委任状	申請者が資格認定の有効期間内に特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合	提出要領に規定された書類
エ	営業種目一覧表	すべての場合	提出要領に規定された書類
オ	取扱メーカー・製品一覧表	申請者が特定の法人と代理店、特約店、又は販売店等の関係にある場合	提出要領に規定された書類。この場合において、申請者が特定の法人と代理店、特約店、又は販売店等の関係にあることを証明する書類又はその写しを添付するものとする。
カ	登録許可又は許可等一覧表	申請者が法令の規定により官公署等の許可又は認可等が必要とされる種目(ただし、セに該当するものは除く。)について登録を希望した場合	提出要領に規定された書類。この場合において、申請者は当該許可又は認可等を受けていることを証明する書類又はその写しを添付するものとする。
キ	資格・免許取得者調書	申請者が法令の規定により官公署等の許可又は認可等が必要とされる種目のうち提出要領に規定したもののについて登録を希望した場合	提出要領に規定された書類
ク	契約実績調書	申請者が官公署を相手方とする契約実績を有する場合	提出要領に規定された書類
ケ	営業実態調査票	申請者が八戸市内に営業所を有する場合	提出要領に規定された書類
コ	当該法人の登記事項証明書又はその写し	申請者が法人の場合	申請書を提出する3箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し
サ	印鑑証明書又はその写し	すべての場合	申請書に押印された実印に係る印鑑証明書で、申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し
シ	身分(元)証明書又はその写し	申請者が個人の場合	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し
ス	八戸市税に滞納がないことの証明書	申請者が八戸市に対して納税義務がある場合	提出要領に規定された書類

セ	納税証明書又はその写し	すべての場合	法人税(申請者が個人である場合は所得税)並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書で、申請書を提出する直前3箇月以内に本店所在地の所轄税務署が発行したもの又はその写し
ソ	財務諸表又はその写し	すべての場合	貸借対照表及び損益計算書又はその写し(申請者が個人である場合は確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書若しくは貸借対照表及び損益計算書又はその写し)を、それぞれ申請書を提出する直前2事業年度分(申請者が個人である場合は直前2年度分)添付するものとする。ただし、当該営業年数が2年に満たない場合は直前1事業年度分(申請者が個人である場合は1年度分)とする。
タ	印刷設備状況一覧表	申請者が印刷物の製作に係る種目について登録を希望した場合	提出要領に規定された書類
チ	会員名簿	申請者が組合又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「組合等」という。)の場合	提出要領に規定された書類。この場合において、申請者は当該組合等の定款又はその写しを添付するものとする。

#### (5) 申請書類の提出方法

ア 事実上の本店所在地を八戸市内に有する者及び主たる営業の拠点を八戸市内に有する個人事業者又は営業所を八戸市内に有しており、かつ、八戸市へ当該営業所の法人開設届出書等を提出し、当該営業所に営業活動の実態を有している者は、持参により提出すること。

イ アに掲げる者以外のものは、郵送又は持参により提出すること(郵送の場合は、平成23年11月11日当日消印有効とする。)

#### (6) 申請書類提出部課

〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目1番1号(八戸市庁 別館4階)

八戸市 財政部 契約検査課 物品調達グループ

#### (7) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類(添付書類を含む。)の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請及び提出書類(添付書類を含む。)に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

#### (8) 申請営業種目の制限

登録申請できる種目数は、10種目までとする。

### 4 変更に関する届出

3の手続きによる申請後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届にその事実を証明する書類を添付して、3の(6)に定める部課に提出しなければならない。

## 5 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格又はその一部を喪失するものとする。

- (1) 2の(1)又は(3)から(7)までに規定する資格要件のいずれかを欠いたとき（この場合において、2の(3)中「資格審査の申請日」とあるのは、「認定の有効期間」と読み替えるものとする。）。
- (2) 経営状態が著しく不健全であるとき。
- (3) 資産の状況及び信用度が極度に悪化しているとき。
- (4) 競争入札参加資格に係る営業を廃止し、又は譲渡したとき。

## 6 資格審査結果の公表

資格審査の結果、競争入札参加資格があると認定された者については、競争入札参加資格者名簿に登載するとともに、3の(3)に掲げる八戸市のホームページ及び八戸市庁本館1階市政情報コーナーにその名簿を公表する。

八戸市庁本館1階市政情報コーナー

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁 本館1階）

## 7 認定の有効期間

平成 24 年4月1日から平成 26 年3月31日まで

## 8 その他

詳細は、八戸市物品の購入等に関する競争入札参加資格審査実施要綱（平成 21 年 10 月 30 日実施）及び提出要領による。

## 9 この告示に関する問い合わせ先

八戸市 財政部 契約検査課 物品調達グループ

電話 0178-43-2111（内線 173・174）

別表第1 営業種目分類表

種目番号	営業種目	種目番号	営業種目
1	文房具事務用品・用紙類	37	仮設資材(賃貸を含まない)
2	図書	38	道路等保安用品
3	事務用機器	39	看板・プレート
4	情報処理用機器・用品	40	展示・催事品
5	楽器	41	動物・飼料
6	学校教材	42	医療用機械器具
7	運動用品	43	医薬品
8	バッジ・カップ・記念品・美術品	44	診療材料
9	写真機	45	介護用機器・用品
10	什器	46	工業薬品
11	厨房・バス・トイレ関連用品	47	消防・防災用品
12	日用雑貨	48	不用品買受
13	工業用ゴム製品	49	造園資材
14	繊維製品	50	農業資材
15	寝具・ベッド	51	包装資材
16	ゴム・皮革製品	52	選挙用品
17	室内装飾品	69	その他の物品
18	天幕・旗	70	印刷
19	家庭用電気器具	71	フォーム印刷
20	自動車・雑車	72	特殊印刷
21	特殊自動車	73	複写業務
22	自動車部品	74	建物清掃・管理
23	自動車修理	75	電気・冷暖房等設備保守
24	燃料・油	76	警備・受付等
25	船舶・航空機	77	通信施設保守
26	理科学機械器具	78	ボイラー清掃
27	機械機器・工具	79	エレベーター等保守
28	産業用電気機械・部品	80	浄化槽清掃
29	通信用機械器具・用品	81	貯水槽清掃
30	農業用機械器具	82	消火設備保守
31	建設用機械器具	83	街灯・信号保守
32	アスファルト・コンクリート	84	環境測定機器保守
33	セメント・骨材	85	道路・公園清掃
34	鉄鋼・非鉄製品等	86	樹木保護管理
35	配管・配電材	87	害虫駆除
36	建築材料	88	官渠清掃・廃棄物処理

種目番号	営業種目
89	運送業務
90	広告代理
91	映画・ビデオ製作
92	航空写真・図面製作
93	医事業務
94	給食業務
95	催事関係業務
96	情報処理業務
97	検査業務

種目番号	営業種目
98	調査業務
99	クリーニング
100	賃貸業務
101	速記・翻訳業務
102	滅菌・物流業務
103	施設運転維持管理・保守等
105	その他の業務委託等